

令和7年度とよあけボランティア団体助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置するボランティアセンターに登録するボランティア団体（以下「登録団体」という。）に対し、豊明市におけるボランティア活動の活性化や活動を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援することを目的に、共同募金の配分金の一部を財源として公募で行う助成事業について必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は本会とする。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、次の各号全てに該当する団体とする。

- (1) 本会ボランティアセンターに登録している団体
- (2) 市内で継続的な活動を行う団体
- (3) 構成員の内、過半数が豊明市民である団体
- (4) 自主的で営利を目的としない公益的な活動を行う団体

2 次の団体は対象外とする。

- (1) 宗教・政治に関する活動を行う団体
- (2) 市や各区等より助成金等を合計10万円以上受けている団体
- (3) その他、本会会長が不相当と認める団体

(対象事業)

第4条 助成金の交付対象とする事業は、地域福祉推進の視点を持ち、次の各号に該当する事業で、助成金交付決定日から当該年度に豊明市内で実施するものとする

- (1) 地域住民を対象とし、住民の福祉向上に資する事業
- (2) 活動の発展のために必要な資機材の購入

(対象経費)

第5条 助成金の交付対象にかかる経費は、第4条に定める対象事業にかかる経費とし、下記のものとは対象外とする。

- (1) 団体の運営にかかわる管理経費や人件費
- (2) 団体の事務所の借り上げ代、補修・改修費、光熱水費
- (3) 飲食費またはそれに類する費用
- (4) 実施団体の実費弁償金、交通費
- (5) その他、会長が不相当と認めた経費（助成金の交付金額）

(交付金額)

第6条 助成金の交付金額は、1団体等につき3万円を限度とし、総額は予算の範囲内とする。

(団体の募集)

第7条 助成対象団体の募集は、公募により行う。

(申請手続き)

第8条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、とよあけボランティア団体助成事業申請書（第1号様式）を本会会長に提出する。

(助成決定通知)

第9条 本会会長は、前条により提出された関係書類を審査し助成金交付の可否を決定する。その結果をとよあけボランティア団体助成事業助成額決定通知書（第2号様式）にて申請登録団体に通知する。

(2) 助成金交付の審査については、別記のとおりとする。

(事業報告)

第10条 助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内までにとよあけボランティア団体助成事業完了報告書（第4号様式）を本会会長へ提出しなければならない。

(2) 事業を実施する際には、赤い羽根共同募金受配事業である旨の明示を必ず行い、事業報告書へも明示した記録等を添付すること。

(助成金の返還)

第11条 本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

(1) 事業実績が助成金交付額を下回ったとき

(2) 事業が適正に実施されなかったとき

(3) 当該実施要綱の規定に違反したとき

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は令和7年4月1日より施行する。

別記

審 査 会	
審査員長	
副審査員長	
委員（生活支援・相談Gリーダー）	
委員（生活支援・相談G事業担当）	
委員（地域Gリーダー）	